

厚生労働省発健生1121第8号
令和5年11月21日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 武見 敬三
(公 印 省 略)

食品健康影響評価の取下げについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602008号により貴委員会に意見を求めたところですが、これを取り下げます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること。

トピシリン

